

海岸漂着物地域対策推進事業について

環境整備課

1 事業の目的

海岸における良好な景観及び環境を保全するため、地球温暖化防止等臨時対策基金を活用して海岸漂着物の円滑な処理、対策推進のための協議会の運営、及び発生抑制のための普及啓発等を行い、喫緊の環境問題の解決を図る。(国の補助率：10/10)

2 事業の概要

(1) 重点区域海岸漂着物等回収処理事業

重点的に取り組む必要のある区域において海岸漂着物を回収・処理する。

事業主体：海岸・港湾・漁港の各海岸管理者等(県、にかほ市)

事業箇所：県内13区域

実施時期：6～7月、3月(一部区域は11月にも実施)

(2) 海岸漂着物対策推進協議会運営事業

海岸漂着物処理推進法第15条に基づき、地域住民、民間団体、関係市町村、関係行政機関等からなる海岸漂着物対策推進協議会を設置し、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための計画を策定する。

(3) 海岸漂着物等発生抑制普及啓発事業

民間団体相互及び民間と関係行政機関との間の協働連携促進、民間団体等による活動の普及PR等を実施し、海岸漂着物の発生抑制の普及啓発を図る。

3 予算額 45,487千円

(1) 重点区域海岸漂着物等回収処理事業 30,486千円

| | | |
|---|-------|----------|
| } | 海岸 | 25,490千円 |
| | 港湾 | 1,400千円 |
| | 漁港(県) | 3,060千円 |
| | 漁港(市) | 536千円 |

(2) 海岸漂着物対策推進協議会運営事業 990千円

(3) 海岸漂着物等発生抑制普及啓発事業 14,011千円